

議案第34号

葛飾区特別区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正を踏まえ、旅客特定車両停留施設の構造について定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成25年葛飾区条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場等」及び「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、

「第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第26条—第29条）」を

「第7章 旅客特定車両停留施設の構造（第26条—第36条）」を

「第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第37条—第40条）」に改める。

第2条第1項第2号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路（道路法第48条の14第2項に規定する自転車歩行者専用道路をいう。以下同じ。）、歩行者専用道路（同項に規定する歩行者専用道路をいう。以下同じ。）」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を加え、「路上施設又は」を「路上施設若しくは」に改め、「必要な幅員」の次に「又は葛飾区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成25年葛飾区条例第6号）第42条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」に改める。

第3条中「設ける特別区道」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条中「又は」を「若しくは」に改め、「歩道等」という。)の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第5条及び第6条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第9条第1項中「者」の次に「（以下「車椅子使用者」という。）」を加える。

「第3章 立体横断施設」を「第3章 立体横断施設の構造」に改める。

第11条中「以下同じ。）、」を「第29条において同じ。）、」に改める。

「第4章 乗合自動車停留所」を「第4章 乗合自動車停留所の構造」に改める。

「第5章 路面電車停留場等」を「第5章 路面電車停留場等の構造」に改める。

「第6章 自動車駐車場」を「第6章 自動車駐車場の構造」に改める。

第21条第1項中「ない階」を「設けられていない階」に改める。

第29条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第40条とする。

第28条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第28条を第39条とする。

第27条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場の通路及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と規則で定める基準を満たす乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口並びに第35条第1項及び第3項の基準を満たす乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第27条を第38条とする。

第26条に次の4項を加える。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。
- 4 前項の案内標識は、規則で定める基準を満たすものとする。
- 5 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第26条第3項に規定する場合に該当し、同条第2項に規定するエレベーター又は同項ただし書に規定する規則で定める基準を満たす昇降機を設けないときは、同条第3項に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適当な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設

備を設けるものとする。

第7章中第26条を第37条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

#### 第7章 旅客特定車両停留施設の構造

##### (通路)

第26条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化が行われた通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、規則で定める基準を満たす昇降機をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第28条の基準を満たすものに限る。）又は傾斜路（第29条の基準を満たすものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合その他規則で定める場合は、前項の規定によらないことができる。

4 旅客特定車両停留施設の通路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

##### (出入口)

第27条 移動等円滑化が行われた通路及び公共用通路の出入口の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

##### (エレベーター)

第28条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエレベーターの構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

##### (傾斜路)

第29条 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 移動等円滑化が行われた通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

(エスカレーター)

第30条 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターの構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

2 移動等円滑化が行われた通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第31条 移動等円滑化が行われた通路に設ける階段の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗降場)

第32条 旅客特定車両停留施設の乗降場の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(運行情報提供設備)

第33条 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第34条 旅客特定車両停留施設に設ける便所の構造は、規則で定める基準を満たすものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第35条 旅客特定車両停留施設に乗車券等販売所を設ける場合、そのうち1以上は、規則で定める基準を満たす構造とするものとする。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所に券売機を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。次項において同じ。）の改正後の第2条第1項第2号に規定する自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路については、改正後の第4条から第6条まで、第38条第1項、第39条第1項及び第40条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第12号に規定する旅客特定車両停留施設については、改正後の第7章、第37条第3項から第6項まで、第38条第1項から第3項まで、第39条第2項及び第3項並びに第40条第2項の規定は、適用しない。